

平成 30 年北海道胆振東部地震による被害からの 復旧・復興に向けた支援

平成 30 年 9 月 28 日

平成 30 年北海道胆振東部地震に関する関係閣僚会議

9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震の発生から約 3 週間が経過したところであり、これまで、北海道の各自治体等とともに、人命の救助・捜索活動にあたってきたほか、全道的に発生した停電からの電力供給の復旧、道路や水道等の生活インフラの復旧等に全力で取り組んできた。また、被災者の命と生活環境に不可欠な、水、食料、病院の自家発電機で用いる燃料等の必要な物資についても、予備費を活用してプッシュ型で遅滞なく被災者の方々へお届けしてきた。さらには、北海道の産業の要である観光産業において、全道的な風評被害の払しょくのためのキャンペーンの実施に向けた取組を進めてきた。また、9 月 21 日には「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」を開催し、最近の災害に鑑み、重要インフラの機能確保について、全国で緊急点検を実施し、本年 11 月末を目途に、対応方策をとりまとめることとした。

今回、政府として、当該地震による被害からの復旧・復興に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、予備費や補正予算等を活用し随時対応を進めていく。激甚災害の早期指定や公共土木施設等の災害復旧などにより、被災地の迅速な復旧に向けた支援を速やかに講じていくほか、応急仮設住宅への支援など被災者の生活の再建に向けた支援を行い、さらには停電によって被害を受けた中小企業等や酪農を含む農林漁業者の産業支援を強力に進めていく。

そして、北海道経済において極めて重要な観光業やその他の産業について、外国人が安心して旅行できるよう非常時の対策を抜本的に改善するとともに、北海道全域で生じている風評被害を払しょくし、北海道の観光復興へ向けて、震災以前よりも元気な北海道の実現するための思い切った支援を迅速に講じていく。

政府としては、引き続き、被災自治体等とともに、被災者の目線に立ち、一日も早い被災地の応急復旧、被災者の生活再建や産業の復興、そして観光の復活等に向けて、関係機関が一体となって全力を尽くしていく。

1. 被災地の迅速な復旧に向けた支援

(1) 激甚災害の早期指定

平成30年北海道胆振東部地震については、激甚災害として、公共土木施設、農地等の災害復旧事業等について、地域を限定せずに、中小企業の災害関係保証についての措置は、北海道の厚真町、安平町及びむかわ町を対象として、指定する見込みであり、早期の指定に向けた手続きを行う。

(2) 公共土木施設等の災害復旧事業の迅速化

公共土木施設等について、机上査定限度額の引上げ、現地において決定できる金額の引上げ、設計図書の簡素化を含む「大規模災害時の災害査定の効率化」の事前ルールを適用し、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するなど、順次、災害復旧事業を迅速に進める。さらに、鉄道施設、水道施設、工業用水道施設、学校・社会教育施設、医療施設や社会福祉施設等の災害復旧事業についても迅速に進める。

また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE：テックフォース）等が被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧工法等の指導・助言を行うことにより、災害復旧事業の迅速な実施を支援する。

あわせて、地方公共団体における災害応急復旧にかかる技術的支援（円滑な施工確保に関する相談窓口の設置、技術者の派遣、調達制度の指導、関係団体との調整等）を実施する。

測地基準点の復旧測量（再測量）を実施し、復旧・復興事業に必要な正確な位置情報を迅速に提供するとともに、円滑かつ効率的な災害査定・罹災証明等の実施に資するため、関係機関の要望を踏まえつつ、詳細かつ広域的に被災状況を把握することのできる空中写真の撮影を緊急的に実施する。

(3) 大規模な山腹崩壊等への緊急対応

大規模な山腹崩壊に伴い発生した河道閉塞について、監視態勢を確保するとともに、災害関連事業により緊急的な対策を迅速に進める。他の溪流及び山腹について、残存する不安定土砂の流出による二次災害の懸念があり、緊急的な対策が必要な場合には、技術的な支援等を行う。

大規模な山腹崩壊により大量の土砂が流入した厚真ダムについては、自衛隊の協力を得て、倒木撤去等の応急処置を実施したところであり、引き

続き、災害復旧事業を進める。

(4) 廃棄物、がれき、土砂の処理

今般の災害によって生じた廃棄物、がれき、土砂の収集・運搬・処分、被災した廃棄物処理施設の復旧を行う市町村等に対して的確に財政支援を行う。

また、まちなかに堆積した廃棄物、がれき、土砂を迅速に撤去し、被災者の方々の生活や生業の早期再建につなげるため、国土交通省と環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用する。

これと併せて、被害の大きい地区での関係府省のリエゾン等による技術支援、手続きの簡素化や自治体の実質的な負担軽減などを実施することにより、廃棄物、がれき、土砂の迅速な撤去を図る。

2. 生活の再建に向けた支援

(1) 被災者支援の円滑な実施

被災者の方々に対し、引き続き、避難所の運営、炊き出しや飲料水の供給等の応急救助を行う。また、生活支援物資の緊急海上輸送及び船舶を活用した被災者支援を実施するほか、自衛隊による災害派遣活動等を通じ、被災地の関係自治体等と緊密に連携しつつ、入浴、給水支援などを実施する。

さらに、今般の災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を速やかに行う。あわせて、生活再建のための災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 被災住宅や応急仮設住宅への支援

被災者の方々に対し、被災者が利用可能な応急的な住まい（公営住宅、UR賃貸住宅等）に関する情報を被災者に一元的に提供するとともに、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等の応急救助を行う。また、今般の災害により住宅を失った方の恒久的な住まいの確保のため、災害公営住宅の整備を進める。

地盤の液状化等による宅地被害に対しては、上記の応急的な住まいの確保に向けた取組とともに、地盤調査等による原因究明、二次災害防止のための応急復旧を実施する。また、地盤調査等の結果をもとに、できる限り早期に恒久的な地盤強化対策を行う。

これらの復旧・復興の取組を行う地方公共団体に対し、国は、被災状況に応じた的確な財政支援と、国・独立行政法人の専門職員の派遣等により技術支援を行う。

(3) 被災者の生活の再建に向けたその他支援

住居が全壊した世帯等に対して最大 300 万円の被災者生活再建支援金を支給することにより生活基盤の再建を支援する。

通常は低所得世帯等に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大 2 年まで延長する等の貸付条件の緩和などの特例措置を実施する。

被災者が住宅を建設・購入又は補修をする場合、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用し、低利の融資を実施する。

被災の影響により、住宅ローン等の既往債務を返済できなくなった被災者について、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を活用した債務整理を円滑に進めることにより、生活再建に向けた動きを後押しする。

被災者等が安心した日常生活を営めるよう、被災者等に対する心のケアについて、被災地のニーズ等を把握した上で、必要な支援を検討するとともに、被災した児童生徒等に対して、カウンセリング等の心のケアや修学・学習等の支援を行う。

3. 電力需給ひっ迫等による産業被害からの復興

(1) 電力の全面復旧やエネルギー供給等の強靱化

北海道電力管内の停電については、一部の地域を除き解消し、停止していた発電設備も順次稼働していくなど、電力需給も安定化してきており、例年のように企業やご家庭に無理のない節電の協力を要請しているところである。今後は、大規模停電の発生要因や再発防止策等について、電力広域的運営推進機関に設置した第三者委員会で技術的な検証を行うとともに、電力需要が高まる冬に向けて、11 月にも冬の電力の需給対策や電力インフラの緊急点検も踏まえた対策パッケージを取りまとめ、適切に対応していく。停電時の被災者に寄り添った情報発信の在り方について、速やかに検証を行い、今後の災害時の対応に反映させる。また、省電力設備の導入や分散電源として利用可能な再生可能エネルギー供給体制の強化を支援する。

また、重要インフラや中小企業等の事業者が災害に対応できるよう、自

家用発電設備の設置やタンクの大型化への支援や自家発電設備を備えた「住民拠点SS」の整備、燃料供給インフラの強靱化などを実施する。

(2) 中小企業・小規模事業者への支援

震災による建物・設備等の直接的な被害に加えて、宿泊キャンセルをはじめとする風評被害、大規模停電による冷凍・冷蔵品をはじめとする在庫等被害が北海道の全域で生じている。こうした状況を踏まえ、特に事業継続に悪影響が及ぶ小規模事業者が販路開拓に取り組み、事業再建を目指せるよう、設備導入、店舗改装から広告宣伝までを幅広く支援する措置を北海道の全域で被害を受けている事業者に対して緊急的に実施する。また、地域の商業・サービス業の顔である商店街の機能の回復や集客イベントの開催等を支援する。

加えて、被害の実態に応じて、中小企業・小規模事業者の事業継続に支障が生じることのないよう、北海道全域を対象に日本公庫による災害復旧貸付の金利を0.9%引き下げる。信用保証については、北海道全域を対象に一般保証に加えてセーフティネット保証4号を実施するとともに、厚真町、安平町及びむかわ町について、これに加えて更に災害関係保証を実施する。また、個別の事業者等が行う販路開拓等の取組（風評被害対策、地域コンテンツのブランディング・マーケティング等）について、事業者等の抱える課題に寄り添った相談対応や専門家派遣を拡充する。

このほか、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に生じている影響を最小限とするため、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることのないよう、また、下請事業者が事業継続に当たってできる限り従来の取引関係を継続するよう、親事業者へ要請を行う。

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出許可又は承認証、輸入承認等の紛失者への再交付や、有効期間内に許可証等の有効期限の延長申請ができなかった場合であっても、その延長申請を受理する等の措置を実施する。

(3) 地域の雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、受給要件を緩和する。また、雇用保険の基本手当（失業手当）について、労働者が被災した事業所を一時離職する場合についても支給する。

(4) 農林漁業者等への支援

酪農をはじめ、北海道の基幹産業である農林水産業への多大な被害に対し、農林漁業者の方々が営農等の意欲を失わず、一日も早い経営再建ができるよう、農地・農業用施設、森林関係施設、漁港施設等の農林漁業関係施設の早期復旧を支援する。

被災した山林の早期復旧及び山地災害の発生の危険性が高い地区の事前防災・減災対策に向けた治山施設や森林の整備、被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備などの林野関係の支援を行う。

酪農等の畜産への対策として、乳房炎対策、畜舎の補改修、家畜導入及び不足する粗飼料の購入等を支援する。

共同集出荷施設、農業用ハウス・機械等の再建を支援するとともに、被害果樹の植替えや植替えに係る収益の無い期間に要する肥料代・農薬代等の経費を支援する。また、被災に伴い追加的に必要となる農薬・肥料、種子・種苗の購入、被災していない他の集出荷施設へ農産物を輸送する経費等を支援する。

農業水利施設等の復旧と併せて行う水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組を支援する。

漁港施設の復旧を進めるとともに、岸壁等の耐震化など必要となる対策への支援を行う。

被災農林漁業者等の災害関連資金を措置するとともに、農業共済金等の早期支払を実施するなどきめ細かく、被災農林漁業者に寄り添って支援を行う。

4. 北海道の観光復興と北海道産品の販路開拓に向けた支援

北海道経済において、観光業は、域外からの貴重な収入源として、極めて重要な存在であり、特に外国人旅行者については、延べ宿泊数が政権交代前の4倍近くに増加しており、インバウンドの拡大が成長戦略や地方創生の柱となっている状況である。

こうした中、今般の平成30年北海道胆振東部地震においては、災害時における外国人旅行者に対する情報提供が不十分であったことにより、日本

における災害時の対応を不安視する声も挙がってきているところである。

このような状況を踏まえ、災害等の非常時においても外国人旅行者が安心して日本を旅行できるよう、「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成 30 年 9 月 28 日観光戦略実行推進会議決定）に基づき、コールセンターやアプリ機能の強化、鉄道・空港施設における多言語対応の強化など情報提供体制を抜本的に強化する。

あわせて、こうした情報提供体制の強化を世界に発信する観点からも、SNS やメディア等を通じ、被災地域における観光地としての魅力と正確な被災地情報を発信するとともに、航空会社・旅行会社による割引商品販売のプロモーション支援や、被災地域での観光客の消費拡大に向けて、自治体や JETRO 等と連携し、被災地域の観光関連消費コンテンツのプロモーションと地域ブランディングへの支援を行う。

さらに、外国人旅行者が情報提供体制の強化を直接体験できるよう、風評被害の払しょくに向けて、外国人旅行客も含めた北海道全域の観光需要を迅速に喚起するため、10 月〇日より、旅行商品や宿泊料金の低廉化（最大 70%、上限 2 万円／泊）を支援する。

JETRO や中小機構等の関係機関と連携して、国内外の量販店（ショッピングモール、コンビニ含む）・EC サイト等の協力を得て、北海道フェアなどを実施するほか、国内外で行われる展示会・見本市等における北海道産品 PR、北海道にバイヤー招聘した商談会の開催など、被災地企業・産品の販路拡大を図る。また、展示会・見本市や商談会等において、地域の復旧・復興状況を PR するセミナーなどを実施する。このほか、新輸出大国コンソーシアムの専門家による被災地企業の輸出の取組をサポートする。